

佐賀市環境学習教材貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の環境保全を高める目的で、地域での住民参加による環境学習会等が開催される際、市長が、佐賀市の所有する環境学習教材等を貸し出す場合に必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境学習教材等（以下、「教材等」という。） 市が所有する測定機器類、薬品類、生物捕獲用品、視聴覚資料、図書等をいう。
- (2) 環境学習会 佐賀市環境基本条例第3条に規定する基本理念にのっとり開催される学習会で、市民が環境保全についての理解を深めるとともに、市民の環境保全に関する活動を行う意欲が増進されることを目的とするものをいう。

(貸出の対象)

第3条 教材等の借用申請ができる者は、市民に対して環境学習会等を行う団体とする。

(申請等)

第4条 借用申請者は、佐賀市エコプラザホームページ内の申込みフォーム又は借用申請書（様式第1号）にて、借用希望日の7日前までに申請しなければならない。

(貸出期間等)

第5条 貸出期間は、14日以内とする。

- 2 貸出及び返却場所は、佐賀市清掃工場（循環型社会推進課）とする。
- 3 貸出及び返却時間は、平日の8時30分から17時までとする。

(破損又は紛失した場合の賠償責任等)

第6条 教材等を借り受けた者が、教材等を破損又は紛失した場合、修理等の費用は原則として教材等を借り受けた者の負担とする。

(事故に対する賠償責任等)

第7条 教材等の使用中に事故が発生した場合、その責任は教材等を借り受けた者が負うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年2月3日から施行する。